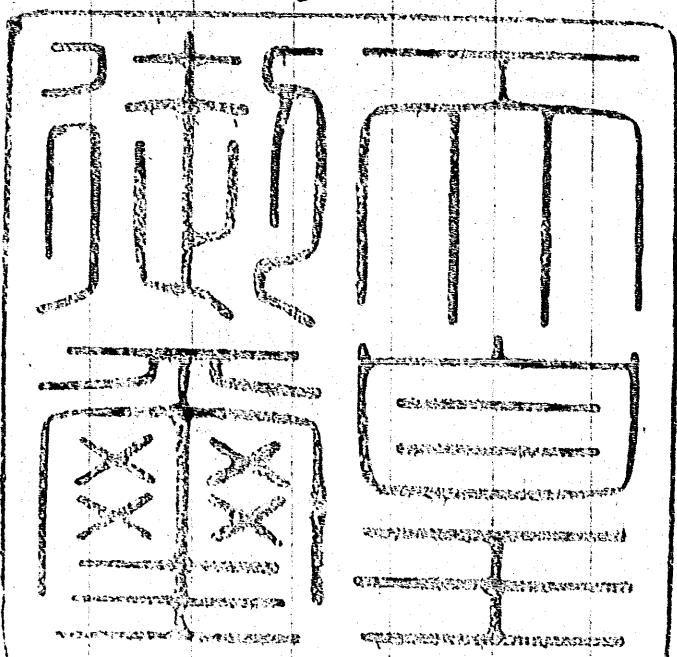


勅令第三百六十九号

朕内務部内臨時職員設置制ヲ裁可シ茲
ニ之ヲ公布セシム

吉加仁



大正九年九月九日

内閣總理大臣 内務大臣 次官竹三郎

勅令第三百六十九號

内務部内臨時職員設置制

第一條 内務省ニ左ノ職員ヲ置ク

一 都市計畫調査ニ關スル事務ニ從事スル者

内務事務官 専任一人

技師 専任二人

屬 手 專任四人

二 建築、事務ニ從事スル者

技師

専任二人

技手

専任七人

三 地方行政ニ關スル調査ニ從事入

ル者

内務事務官 専任一人

屬 專任六人

第二條 内務省ニ左ノ職員ヲ置キ土木
局又ハ土木出張所ニ屬セシム
一 治水事業ニ關スル事務ニ從事入
ル者

技監 専任一人 勅任

内務事務官 専任一人

技師 専任九十三人

屬

技手 専任二百七十三人

二 河川改良ニ關スル事務ニ從事入

ル者

内務事務官 専任一人

技師 専任二十四人

屬

専任三十五人

技手

専任六十七人

三 道路改良 = 關スル事務 = 從事ス

ル者

内務事務官 専任一人

技師

専任八人

屬

専任三人

技手

専任九人

四 港湾改良 = 關スル事務 = 従事ス

ル者

技師

専任二十一人

屬

専任二十六人

技手

専任六十三人

五 道路港湾調査 = 關スル事務 = 従

事スル者

技師

専任二人

屬

専任三人

技手

専任六人

六 港湾ノ維持 = 關スル事務 = 従事ス

ル者

技師

専任一人

屬

専任一人

技手

専任三人

前項職員中技師九人ハ之ヲ勅任ト為
スコトヲ得

第三條

内務省ニ左ノ職員ヲ置キ衛生

局ニ屬セシム

一 保健衛生調査ニ關スル事務ニ從

事スル者

内務事務官 専任一人

技師 専任二人

屬

専任二人

技手

専任三人

二 藥用植物栽培試験ニ關スル事務

ニ從事スル者

技師

専任一人

技手

専任一人

三 染料醫藥品製造獎勵法施行ニ關
スル事務ニ從事スル者

技師

専任一人

屬

専任一人

技手 専任一人

醫

第四條 醫藥品製造試驗、開スル事務

ニ從事セシムル為衛生試驗所ニ左ノ職員ヲ置ク

技師

専任七人

技手

専任十七人

書記

専任二人

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

大正六年勅令第百十五號

大正六年勅令第百七十二號

大正七年勅令第九十五號

大正七年勅令第百五十二號

大正七年勅令第百五十三號

大正七年勅令第三百九十六號

本令施行ノ際現ニ内務技監又ハ土木局
書記官、地方局事務官若ハ衛生局事務官
、職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレ
サルトキハ各内務技監又ハ内務事務官

勅令第三百六十九号

ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノ

トス